大阪府条例第　　　号

地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による知事等の損害賠

償責任の一部の免除に関する条例等の一部を改正する条例

（地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による知事等の損害賠償責任の一部の免除に関する条例の一部改正）

第一条　地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による知事等の損害賠償責任の一部の免除に関する条例（令和二年大阪府条例第二号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 　　　地方自治法第二百四十三条の二の　　　七第一項の規定による知事等の損害賠償責任の一部の免除に関する条例（趣旨）第一条　この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の七第一項の規定に基づき、知事及び府の職員（以下「知事等」という。）の府に対する損害を賠償する責任の一部を免除することに関し必要な事項を定めるものとする。 | 　　　地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による知事等の損害賠償責任の一部の免除に関する条例（趣旨）第一条　この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、知事及び府の職員（以下「知事等」という。）の府に対する損害を賠償する責任の一部を免除することに関し必要な事項を定めるものとする。 |
|  |  |

（昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の一部改正）

第二条　昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例（令和二年大阪府条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

１－３１

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 附　則１　（略）（経過措置）２　この条例の施行の日前に行われた廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（以下「旧条例」という。）第二条及び第三条の規定による職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除については、旧条例第二条及び第三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第三条中「第二百四十三条の二」とあるのは、「第二百四十三条の二の八」とする。 | 附　則１　（略）（経過措置）２　この条例の施行の日前に行われた廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（以下「旧条例」という。）第二条及び第三条の規定による職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除については、旧条例第二条及び第三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第三条中「第二百四十三条の二」とあるのは、「第二百四十三条の二の二」とする。 |
|  |  |

（大阪府監査委員条例の一部改正）

第三条　大阪府監査委員条例（昭和三十九年大阪府条例第十四号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （監査、検査及び審査）第六条　（略）２　監査委員は、法第七十五条第一項若しくは第二百四十二条第一項の規定による監査の請求又は法第九十八条第二項、第百九十九条第六項若しくは第七項、第二百三十五条の二第二項、第二百四十三条の二の八第三項若しくは地方公営企業法第二十七条の二第一項の規定による監査の要求を受けたときは、やむを得ない場合を除き、当該請求又は要求を受けた日から七日以内に監査に着手するものとする。３・４　（略） | （監査、検査及び審査）第六条　（略）２　監査委員は、法第七十五条第一項若しくは第二百四十二条第一項の規定による監査の請求又は法第九十八条第二項、第百九十九条第六項若しくは第七項、第二百三十五条の二第二項、第二百四十三条の二の二第三項若しくは地方公営企業法第二十七条の二第一項の規定による監査の要求を受けたときは、やむを得ない場合を除き、当該請求又は要求を受けた日から七日以内に監査に着手するものとする。３・４　（略） |
|  |  |

附　則

　この条例は、令和六年四月一日から施行する。

１－３２